【宮城県地域医療構想調整会議で説明を求める場合について】

○ 厚生労働省通知「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号)において、都道府県は新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、開設等の 許可を待たずに、地域医療構想調整会議へ出席し、(1) 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性や(2) 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将 来の病床数の必要量との関係性等について説明するよう求めることとされています。

これを受けて本県では、各構想区域における(1) 療養病床及び一般病床数、又は、(2) 病床機能区分ごとの病床数が2025年の必要病床数に達している場合等について、宮城県地域医療構想調整会議での説明を求めています。

- 本県の(1) 令和6年4月1日時点での各構想区域における療養病床及び一般病床数と2025年の必要病床数の状況及び(2) 令和5年7月1日時点での各構想区域における病床の機能区分ごとの病床数と2025年の必要病床数の状況は下表のとおりです。
- (1) 令和6年4月1日時点での各構想区域における療養病床及び一般病床数と2025年の必要病床数の比較

豆块	療養病床及び	2025年		
区域	一般病床数	必要病床数		
仙南区域	1,211	1,240		
仙台区域	13,004	13,201		
大崎・栗原区域	2,465	1,902		
石巻・登米・気仙沼区域	2,620	2,438		

- (注) 各構想区域において、療養病床及び一般病床数が2025年の必要病床数に達しているものは色付けしています。
- (2) 令和5年7月1日時点での各構想区域における病床の機能区分ごとの病床数と2025年の必要病床数の比較

	仙南区域		仙台区域		大崎・栗原区域		石巻・登米・気仙沼区域	
病床機能区分	R5病床機能報告結果	2025年	R5病床機能報告結果	2025年	R5病床機能報告結果	2025年	R5病床機能報告結果	2025年
	(R5.7.1)	必要病床数	(R5.7.1)	必要病床数	(R5.7.1)	必要病床数	(R5.7.1)	必要病床数
高度急性期	26	93	1,901	1,798	44	182	46	192
急性期	418	357	7,247	4,999	1,028	567	1,302	681
回復期	392	456	1,598	3,899	435	669	517	981
慢性期	332	334	2,030	2,505	864	484	565	584

- (注1) 各構想区域において、機能区分ごとの病床数が2025年の必要病床数に達しているものは色付けしています。
- (注2) 病床機能報告は医療法30条の13の規定により、病床機能報告対象病院等が行う報告を指します。
- (注3)必要病床数は厚生労働省から提供された基礎データをもとに、医療法施行規則に定められた計算方法により構想区域ごと及び病床の機能区分ごとに算出しています。
- (注4) 仙台区域、石巻・登米・気仙沼医療圏については、保険診療を行っていない医療機関分を除外しています。